

入札説明書についての質問回答（第3回）

回答No	資料名	頁	項目	質問	回答
167	入札公告		2 工官民区分所有建物の扱い	全体の共用部分の維持管理業務及び運営（警備業務に限る）については、PFI事業者に委託することで民間権利者と合意しているところがあるが、一部共用部は合意していないということでしょうか。その場合事業収支計画に含めて考えるのか、含めないのかご指導願いたい。	合意されている部分は、中央合同庁舎第7号館が関連する部分のみである。事業収支計画については、中央合同庁舎第7号館についてのみ考えること。
168	入札公告		3 (6) 事業期間等	霞山ビルについては、施設の供用のタイミングより遅れるが、施設の供用開始に当たり、検査済証等の交付が行われ、工事の完工が証明されるのでしょうか？	入札説明書3ページの(6)に示す平成19年9月28日を引渡し期限とする施設（現霞山ビルの敷地部分を除く。）の引渡しについては、資料1の契約書（案）第46条第2項を適用することを予定しており、同条同項に示す指定部分については、事業者の行う設計内容に応じて、協議の上、具体を決定し、実施設計図書に明記することを予定している。
169	入札説明書		2 イ維持管理の修繕業務	PFI事業の範囲に入る修繕業務の業務内容を、具体的な事例で教えてください。	設備機器のベルトなどの部品交換、屋根防水補修等をいう。なお、国が、施設整備要求水準を満たしていないと判断した場合は、PFI事業者の負担で修繕を行うこととなる（資料2-3-1参照）
170	入札説明書		23. 事業概要（4）	土壌汚染調査は、本事業に含まれますでしょうか？	本件事業において、土壌汚染調査を実施することは想定していない。本件事業が東京都環境影響評価条例に定める環境アセスメントの対象となり、土壌汚染調査を実施する場合は、契約書（案）第18条第4項及び第5項の規定による。
171	入札説明書		3 (6) 事業期間等 全体スケジュール	工事の着工は平成16年度となっておりますが、概略いつ頃と想定すればよろしいのでしょうか？	平成19年9月28日の施設（現霞山ビルの敷地部分を除く。）の引渡し期限が遵守されるのであれば、工事着工するに足りる要件が整えば、特に制限はなし。
172	入札説明書		3(6) 事業期間等	質問受付は1回しか予定されていませんが、追加の質問及び回答の機会是与えられないのでしょうか。 質問回答公表が遅い場合には入札書提出日の前日の平成15年3月12日とされていますが、入札前日に回答をいただいても対応が間に合わないと思われませんが、これは追加の質問があった場合の回答期限ということで、当初の質問への回答は平成15年2月7日にいただけるという理解でよろしいでしょうか。	平成14年12月20日までに提出された質問の回答に対する再質問について検討している。早期に了知する必要のある質問については、2月7日以前に回答を公表することがある。
173	入札説明書		3 H20.1.4の使用開始範囲	H20.1.4の使用開始は、現霞山ビル敷地部分以外と考えて良いか？	よろしい。
174	入札説明書		3 事業期間等	入札説明に関する質問回答が平成15年2月7日から3月12日となっているが、第二次審査資料の提出が3月13日となれば、少なくとも原則2ヶ月前には回答を頂かないと提案書に反映し難い状況となるので早期の対応を願いたい。	早期に了知する必要のある質問については、2月7日以前に回答を公表することがある。
175	入札説明書		84 競争参加資格	電気設備工事、暖冷房衛生設備工事の監理/主任技術者はどの時点から配置しなければならないのでしょうか？	旧建設省建設経済局建設業課から各都道府県建設業担当主管部局長あて通知されている監理技術者資格者証運用マニュアル2(3)に示されているとおりであり、その内容は別紙1のとおり。
176	入札説明書		14 16. 基本協定書の締結	基本協定書の締結時には、国土交通省、文部科学省、文化庁、国立教育政策研究所、科学技術政策研究所、金融庁におかれては基本協定書（案）第1条(7)に定める入札説明書及びその添付書類の内容について合意されているという理解で宜しいでしょうか。基本協定書契約締結以降、入居予定の官署から入札説明書及びその添付書類とは異なる要求が出ることは有り得ないという理解でよろしいでしょうか。	当該入札説明書及び添付資料は、入札説明書2.契約担当官等に示す者が公表したものである。行政目的の都合上、入札説明書及び添付資料の内容を変える必要が生じた時は、契約の変更を行うことがある。
177	資料1		1 (用語の定義) 第2条	「一工程の施工とは、施工の工程において、同一の材料を用い、同一の施工方法により作業が行われる場合のものをいう。」とありますが、具体的に例示をいただけませんか？	防水工事を例に取ると、国土交通省大臣官房官庁管轄部が定めた建築工事共通仕様書（平成13年版）9.2.3における表9.2.3等に示される一連の工程の施工のことをいう。
178	資料1		4 事業の概要(第4条2項)	対象敷地内に限っての記述であると考えて良いか？	本件施設等及び再開発事業の対象施設を建設できるのは、対象敷地内に限られる。
179	資料1		8 関係資料の貸与責任	国が貸与する測量、地盤調査、埋蔵文化財調査の実施結果報告書につき貸与品にかかる一切の責任は地盤調査を除き国が負担するとある。地盤調査についても重要な要素であるため、国に責任負担していただきたい。	業務要求水準書記載のとおり、資料2-2-7は参考として添付したものである。参考とした趣旨は、調査方法等調査結果以外の図書が現存せず、地層構成以外の調査結果について保証できるものでないためであり、したがって、地盤調査結果について国は責任を負わない。事業契約書(案)第18条第3項の規定に従い、事業者は必要な地盤調査を実施されたい。
180	資料1		8 第17条 関係資料の貸与	当該関係資料の貸与は無償で行われるという理解でよろしいでしょうか。 地盤調査の実施結果にかかる部分も国の負担にして頂きたい。事業者の負担とする場合はその理由をご教示頂けますでしょうか？	お考えのとおりである。 回答No.179に同じ。
181	資料1		12 第27条 本件施設の引渡し等	「本件施設引渡日」とはいつのことでしょうか	「本件施設引渡し日」については第2条(39)を参照されたい。最終引渡日は入札説明書に基づき、事業者の提案により定める。 また、平成14年12月9日付入札説明書・同添付資料訂正表を参照されたい。
182	資料1		15 第39条 中間確認	第1項において、必要があると認めるときにその理由を事業者に通知して当該施工部分を最大限度破壊を確認することができることとされていますが、当該確認にかかる費用を事業者が負担することから、通知ではなく、事業者との事前の協議又は弁明等の手続を経るべきと考えますが、いかがでしょうか。 確認の結果、問題のなかった場合の確認及び復旧に直接要する費用は、国が負担すべきと考えますが、いかがでしょうか。	別紙2のとおり。
183	資料1		15 中間確認(第39条)	中間確認の内容は開示されないのか？	中間確認の項目は資料1-1-3による。また、中間確認の結果は、情報公開法に基づく開示請求があった場合には、同法に照らし、開示義務がある部分については開示することとなる。
184	資料1-2		1 前文	当該賃貸借を内容とする借地契約においては、国の権利義務に関しても借地借家法の定め（強行規定および確立した判例など）に服するものであるとの理解でよいのか。	借地借家法、国有財産法及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律等関係法令に服するものである。
185	資料1-2		1 第2条	不可抗力により民間収益施設に大規模な毀損、損壊が発生し、民間収益施設が使用できない場合、事業者が本条に規定する使用目的を達成できないことから、第6条の貸付料の支払義務を免れるものとの理解でよいのか。	本契約は土地の貸付に対するものであるため、不可抗力により民間収益施設に大規模な毀損、損壊が発生し、民間収益施設が使用できない場合であっても貸付料の支払義務を免れるものではない。
186	資料1-2		1 第4条 貸付期間	貸付期間が「約30年間」とされているが、「約」が付加されている趣旨をご説明ください。	権利変換日から30年間で貸付が終了し、貸付契約の締結は権利変換後の工事着工前であるため。

入札説明書についての質問回答（第3回）

回答No	資料名	頁	項目	質問	回答
187	資料1-2	2	第6条2	当該貸付料は、事業者に税務上借地権が発生しないものと認定される、いわゆる相当地代にあたる金額であり、すなわち、国から事業者への借地権の贈与が発生し、これに関する課税が事業者になされないとの理解でよいか。	当方としてはそうように認識している。
188	資料1-2	3	第11条 貸付物件の一部消失	貸付物件の滅失または毀損部分にかかる貸付料の減額は、甲が認める金額でなく、甲乙の協議の上とすべきと考えますが、いかがでしょうか。	甲乙協議の上、甲が認める金額とする。
189	資料1-2	3	第14条1	本条は、本借地権の譲渡に関して、事業者などが裁判所の譲渡の承諾の訴えを起こす権利も制限されるとの規定であるとの理解でよいか。	PFI法上借地権の譲渡は認められていない。
190	資料1-2	3	第14条2	国の承認に関して、その基準があればご教授ください。当該承認は、事業契約における設計の場合と同様に14日を以内に（不承認の場合は理由を付して）回答されるとの理解でよいか。また、当該承認は、不合理に留保・拒否または遅延されないと理解でよいか。なお、当該承認が不合理に留保・拒否または遅延された場合においては、事業者の国に対する損害賠償請求を妨げないものと理解してよいか。	国の承認の基準については、資料7「PFI事業の付帯事業（民間収益施設）」の「3.民間収益施設の使用目的」を参照。また、承認の回答期限は事業契約における設計の場合と同様ではないが、不合理に留保・拒否または遅延されない。
191	資料1-2	3	第14条	PFI事業契約第82条第1項の用途に合致していれば承認をいただけるという理解でよいでしょうか。承認されない場合には、民間収益施設が収益をあげられないので承認拒否のメルクマールをいただけないでしょうか。	回答No.190を参照。
192	資料2	11	光熱費の支払い、使用量見込み等	光熱費はPFI事業に含まないとあるが、国（管理組合）が供給会社と直接契約して支払うという認識でかまわないのか。また、事業収支の中で見込まなくてもかまわないのか。	お考えのとおりである。
193	資料2	14	2 既存庁舎等の取壊し	取壊し範囲について地階のある建物、地階のない建物で規定されているが、官庁棟などの配置位置によっては規定では取り扱えない場合も生じます。こうした対応は別途となりますでしょうか。	地階の有無で整理しているのは市街地再開発事業による取り壊しであり、PFI事業の対象外である。PFI事業による取り壊しは、上記取り壊しの後、計画内容、廃掃法等関係法令を勘案の上実施するものであり、すべてPFI事業に含まれる。
194	資料2	14	2.既存庁舎等の取り壊し	既存建家にPCBが使用・保存されていることが示されておりますが、その他の有害物質は存在しますか？それらの量も併せてお示しください。	現在確認済の有害物質は、次のとおりであるが、その撤去はPFI事業の対象外である。 会計検査院：別館1階自家発電機室の天井・梁・壁等にアスベスト吹付が残っている。 文部科学省：分館（旧国立教育会館）地階に特定フロンが約685kg（内約440kg使用中）が存在する。
195	資料2	14	旧文部省庁舎保存部分の改修等に伴う取り壊し	「内部仕上げを撤去する」とあるが、内部建具も撤去すると考えてよいですか。	復原・保存を行う室を除き、内部建具も撤去することを原則とする。
196	資料2	14	旧文部省庁舎保存部分の改修等に伴う取り壊し	講堂部分の屋根の現状の構造、下地、仕上げ、及び創建当時の下地、仕上げをご提示ください。	講堂部分の屋根の現状は、次のとおり。 構造：トラス架構（創建時のまま） 下地：軽量鉄骨 仕上げ：化粧せっこうボード 創建時には、提供済の図面を参照されたい。
197	資料2	15	3 庁舎の設計及び建設、建設工事の内容	設計段階で建物と一緒にLANを検討しておかないと、後にEPCスペースや配管スペースで整合性が取れなくなることが危惧されます。また電源コンセント、家具等との取合いも検討・調整が必要になってくると思われ、最適な設計プランが立てにくいことも考えられます。現在国にて検討中のLAN配線プランやLAN機器スベックについてご提示いただくことは可能でしょうか。もしくはそれらの計画を含めた提案が求められているのでしょうか？一般的にLANについては建物施工中に敷設した方がコスト面では有利になると思われます。	新庁舎における情報システムの調達は平成19年度に先行予定であり、その時点で最新の技術を取り入れたシステムを調達することになる。現時点で5年後の最新技術を予測することは困難であり、使用する具体のLAN機器スベックを提示することは、不可能である。また、現時点で提示できるLAN配線プランは次のとおり一般的なものである。 庁舎内に電算機室を設け、サーバ等を設置する。 電算機室から事務室（会議室を含む、以下同じ）のある各フロアまで、基幹となるLANを敷設する。 各事務室にはLANを収納する盤を設置する。 事務室内に、各机に設置するパソコンと共有で利用するプリンタに接続するための情報コンセントを設置する。 なお、建物施行後にLAN配線等の工事を実施すること、またLAN配線を施した後も人員増や組織変更によるLAN配線変更工事が比較的多く発生すること等を想定して、LAN配線工事の際に極力、不都合を発生させない柔軟なフロア構造の提案を期待する。
198	資料2	15	建設工事の内容	「机、ローパーティション・・・什器備品は・・・本件事業に含まない」とありますが、主要室の内装グレード設定に明記された、官庁部分の上級室などのカーペット、加ゼット以外は家具什器備品はすべて本件事業の範囲外と考えてよろしいでしょうか。（資料2-5-3、2-5-4関連項目）	本件事業の範囲内の家具什器備品については、ご指摘のもののほか、業務要求水準書第二編第1章3 建設工事の内容の項に示した書架・物品棚、第4章1 建築計画の項に示したブラインドが含まれる。
199	資料2	15	建設工事の内容	「書架、物品棚の設置を含む。（対象室床面積22,273㎡・・・）」とあるが、設置位置及び面積に詳細な条件があれば（官庁棟地下 階に m、等々）ご指示ください。	高さ2.3m程度、7段の書架・物品棚を設置することを想定しているが、詳細は、設計段階で決定する。（資料2 P15参照）
200	資料2	15	建設工事の内容	「机、ローパーティション・・・什器備品は・・・本件事業に含まない」とありますが、間仕切の内ローパーティションの範囲はどの部分と考えればよろしいでしょうか。	資料2-5-4に示す諸室は、間仕切りで仕切れることを原則としており、これを更に細かく区分するものを質問のローパーティションとする。
201	資料2	15	調査・設計業務	電波障害については、対策調査業務を行うことになっていますが、マイクロウェーブについての対策等は業務外と考えてよろしいでしょうか。	本件業務を含む。
202	資料2	16	第1章 適用範囲 2 既存庁舎などの取り壊し本件事業による取り壊し 取り壊し範囲の考え方	本件事業の取り壊しは、市街地再開発事業の取り壊し後に残された部分となっておりますが、新築部分と重ならない地下部分については解体・撤去しなくてもよいと考えてよろしいでしょうか。	回答No.193に同じ。
203	資料2	16	主要な公共施設の配置及び規模	中央貫通通路1号について、転回部分の設置などの要件を満たす前提において、外堀通りとの接続位置を現国立教育会館側へずらして設けることが可能か。	再開発地区計画における2号施設（中央貫通通路）として、位置づけられるものであれば可能である。
204	資料2	16	主要な公共施設の配置及び規模	広域避難場所としての整備のうち、「関係行政部局と協議の上、必要な防災施設を整備する」とあるが、仕様、面積等具体的な施設整備の内容についてご指示いただけますか。	「防災施設」とは、東京都再開発地区計画運用基準第2 1(13)ウの防災・保安施設であり、具体的には防災備蓄倉庫を想定している。仕様は資料2-5-1 の倉庫B程度、規模は関係行政部局との調整によるものとする。

入札説明書についての質問回答（第3回）

回答No	資料名	頁	項目	質問	回答
205	資料2	16	主要な公共施設の配置及び規模	広域避難場所としての整備のうち、「必要な防災施設を整備する」とありますが、防災施設はPFI事業のうち官庁施設部分に入ると考えてよろしいでしょうか。その場合固有部分と共通部分のいずれに算入すればよいのでしょうか。	「防災施設」は再開発地区計画地区の適用にあたって必要と想定している公共公益施設であることから、本件事業においては官民で整備すべき施設である。具体的整備方法については、関係行政部局との協議によるものとし、資料2-2-12における国の負担分の位置付けは、共通部分（設備面積及び交通面積）に計上するものとする。
206	資料2	16	公共空地の整備（広域避難場所）	広域避難場所として必要な防災設備とは具体的に何でしょうか。	回答No.204に同じ。
207	資料2	16	公共空地の整備等	広域避難場所に対する関係行政部局とはどこでしょうか？またその具体的対応とは何でしょうか？	広域避難場所に対する関係行政部局とは、東京都および千代田区である。具体的対応については、回答No.204に同じ。
208	資料2	16	公共空地の整備等	緑化について 「広場等の有効空地の面積の3割以上の面積の土地の区域について緑化を図る」とありますが、ここにおける「有効空地の面積」とは、有効係数算入後の面積を指すと考えてよろしいでしょうか？	お考えのとおりである。
209	資料2	16	敷地条件	当地での防災無線等の上空利用制限はありますか。	各事業者にて調査のこと。
210	資料2	17	保存部分の床レベル	中庭空間の天井高制限はありますか。	特に制限はないが、官庁棟の執務室の執務環境（特に光環境）に影響を及ぼさないように計画する必要はある。（資料2 P30参照）
211	資料2	17	基本計画（配置計画）	官庁棟の高層部分と保存部分の間の中層空間は、内部・外部空間について指示はありますか。	外部空間とする。
212	資料2	17	中央広場に配する民間収益施設	配置計画、民間収益施設の一部（約1,000㎡以下）を店舗として配置する、と記載されている。上限1,000㎡と考え、提案上1,000㎡以下で提案した場合評価上はマイナスとなるのか、その面積基準はどう考えればよいのか。	民間収益施設の計画全体で評価を行うこととしており、当該部位の面積を単純に得点換算するものではない。
213	資料2	17	配置計画	計画敷地内を通る既設の無線波について調査済みでありましたら、内容（種類、位置、所有・利用権者、監督官庁等）についてお示しください。	各事業者にて調査のこと。
214	資料2	18	官庁棟、官民棟の法令上の扱い	建築基準法および消防法上は1建物となっているが、インフラの引き込みおよび法定届出者（建物防火管理者、電気主任技術者、廃棄物管理責任者等）等についても1棟扱いでかまわないか。	官庁棟及び官民棟で区分できるものは区分することとし、法令上一棟扱いにせざるを得ないものは1棟扱いとする。
215	資料2	19	中央貫通通路の計画	「中央貫通通路1号は、官庁棟及び官民棟の引渡時には、現露山ビル敷地で建設工事が可能であっても、その機能が確保される計画とする。（暫定通路とすることも可）」とありますが、これは資料2 2 15に示された位置に接続されないという意味と考えてよろしいでしょうか。	回答No.203に同じ。
216	資料2	19	関連施設との連携 中央広場の計画	オープンスペースとして一体化に対し、露ヶ間ビル広場部分への提案は可能ですか。それとも既存にあわせた計画とする必要がありますか。広場等接続部の図面の揭示を願います。	事業提案の評価に当たっては、計画地外の隣接街区に係る提案は、採点の対象としない。（資料9 5.1(1)参照）なお、中央広場の計画については、露ヶ間三丁目南地区全体のオープンスペースとして一体的に機能することが求められ（資料2 P19参照）、具体的には、資料2-2-14に示した範囲において、隣地と隣地の人工地盤（既存）レベルを基本として接続可能とし、また、エキスパンションジョイントで接続させるなど、一体的な機能発揮を実現できる接続部の形状とする必要がある。後日公表する。
217	資料2	19	中央広場の計画	「中央広場は、露ヶ間三丁目南地区全体のオープンスペースとして一体的に機能するように計画し、・・・」とあるが、隣接する露ヶ間ビル敷地のオープンスペースとの一体的な整備を前提とした提案は可能か。	回答No.216に同じ。
218	資料2	19	中央貫通通路の計画	中央貫通通路は敷地内道路としての扱いとなり、道路交通法、東京都安全条例等による構造上の制限を受けないと考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりである。
219	資料2	20	2-1-3 エコマテリアルに関する性能	木材の活用のみに限られた記述ですが、それ以外のエコマテリアルの採用では、「低環境負荷材料の採用」の対象（要求水準）には該当しないのでしょうか。	業務要求水準書第二編に示した内容は、「官庁施設の基本的性能基準及び同解説」及び「官庁施設の基本的性能に関する技術基準及び同解説」に加えて規定する事項である。（資料2 P18参照）従って、木材以外の材料についても低環境負荷材料に該当する。
220	資料2	20	2-1-4 省エネルギー・省資源に関する性能 雨水・排水再利用	雨水・排水再利用の要求水準を満たすための、定量的な評価基準はあるのでしょうか。	排水再利用・雨水利用システム計画基準・同解説等の適用を受ける。
221	資料2	20	2-2-2 周辺環境配慮に関する性能 ビル風（風害対策）	「影響のない」目安の程度はあるのでしょうか。	本件事業に東京都の環境アセスメント制度が適用された場合に、事業計画を認められる程度を目安とする。
222	資料2	20	2-2-2 周辺環境配慮に関する性能	外部や中庭空間におけるビル風の性能についての性能は求められていますが、官民棟が露ヶ間ビルと隣接して建つことによる、露ヶ間ビルへの環境面（特に壁面への風圧力）の影響は、考慮する必要はないと考えてよろしいでしょうか。	業務要求水準書第二編に示した内容は、「官庁施設の基本的性能基準及び同解説」及び「官庁施設の基本的性能に関する技術基準及び同解説」に加えて規定する事項である。（資料2 P18参照）従って、隣地等周辺環境への影響についても考慮する必要がある。
223	資料2	20	自然エネルギーの利用	太陽光発電50kw以上の施設は、官民棟、官庁棟のうちどちらか一方に設置すればよろしいでしょうか？	お考えのとおりである。
224	資料2	20		具体的内容の記述のなされていない以下の項目の評価基準は何でしょうか。 2-1-1 長寿命に関する性能 2-1-3 適正使用、適正処理に関する性能 3-1-3 対浸水に関する性能 3-1-5 耐雪・耐寒に関する性能 3-1-6 対落雷に関する性能 3-1-7 常時荷重に関する性能	業務要求水準書第二編に示した内容は、「官庁施設の基本的性能基準及び同解説」及び「官庁施設の基本的性能に関する技術基準及び同解説」に加えて規定する事項である。（資料2 P18参照）従って、業務要求水準書に記載のない事項は、上記基準の規定が適用される。
225	資料2	21	3-3 防犯区分グレード	建物を利用した危害とは具体的にどのようなもので、どの程度の危害を想定すればよろしいでしょうか。	周辺の国の施設に対して、本件施設から火器による物理的破壊行為や諜報活動を行うことができないように、施設整備及び維持管理・運営面で配慮する必要がある。
226	資料2	21	電源供給能力	「長期停電においても必要な電力を確保する」とありますが、具体的にはどの程度の停電時間を想定されているのでしょうか。	1週間。

入札説明書についての質問回答（第3回）

回答No	資料名	頁	項目	質問	回答
227	資料2	21	電力供給機能	保守点検時にも電源途絶が無い常時給電システムとは、非常用発電機による対応でよろしいでしょうか。	保守点検時にも商用電源にて運用可能なものとする。
228	資料2	21	安全に関する性能	給水設備及び排水設備について、災害時等のインフラ遮断においても防災活動上必要な機能を確認する。とありますが、資料2-25に非常用発電機の連続運転時間1週間とあることから、機能確保は1週間と考えて良いでしょうか。	「官庁施設の基本的性能基準」、「官庁施設の基本的性能に関する技術基準」及び「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」による。
229	資料2	21	通信機能	公衆通信網引き込みに関して、「光及びメタルケーブル等の引込みの二重化」とありますが、方式の二重化を指すのか、引込みルートの二重化までを考慮するのをご指示ください。	引込み方式の二重化を示す。
230	資料2	22	機能性に関する性能（自動車動線）	官民棟車寄せは、金融庁、民間収益施設で分離する必要がありますか？ また、「官民棟は、三年坂沿いに副車寄せ設置」とありますが、金融庁、民間収益施設、どちらの車寄せでしょうか？あるいは共有でしょうか？	PF1事業期間中、民間収益施設の車寄せは、国の車寄せと分離して整備される民間権利者施設の車寄せと共用するものとする。 官民棟の三年坂沿いの副車寄せは、国専用の車寄せとする。
231	資料2	22	4-1-1 移動に関する性能 駐車場計画	民間権利者や保留床取得者の駐車場は、一部共用部分と位置づけられているが、区画方法や運営方法に対する条件等をご提示下さい。民間権利者と保留床取得者の所有する駐車場は、一体の施設、一体の運営と考えてよいのでしょうか。	民間権利者及び保留床取得者の駐車場は、一体の施設として整備するものとする。現段階では区画方法や運営方法は未定である。
232	資料2	22	機能性に関する性能	VIP利用の車寄せと主車寄せとは主車寄せか副車寄せがあるいはVIP専用の車寄せを新たに設置するという意味が指示願いたい。	全ての車寄せは、大臣等幹部の利用が想定されるので、それにふさわしいしつらえとするものとする。
233	資料2	22	動線 自動車動線	VIP利用の車寄せと主車寄せは、別に設置と考えて宜しいでしょうか。	回答No.232に同じ。
234	資料2	22	動線 自動車動線	公用車用と来庁者用の駐車場の区分方法は、管理用ゲート等が必要でしょうか。	公用車用と来庁者用の駐車場の区分方法は、管理ゲート等により容易に管理が可能なものとする。
235	資料2	22	動線	動線設定を行うにあたり、現在計画協議が進んでいる事項がございましたらお示しください（地下鉄、横断歩道、横断道橋、バス停、タクシー乗り場、パーキングメーター等）。	現時点での情報は、全て公開済である。
236	資料2	22	自動車動線	「車寄せの設置に当たり官庁棟保存部分の1階部分を利用することも可能とする。」とあるがどのような意味ですか。	官庁棟保存部分の1階部分を車寄せに改修することができるという趣旨である。改修可能な範囲は、資料2-2-18 P7を参考にされたい。
237	資料2	22	自動車動線	「三年坂沿いの車寄せは、歩道状空地を避けた位置に計画する。」とあるが、これは官庁棟保存部分に設ける車寄せも該当するのですか。	お考えのとおりである。
238	資料2	22	地下鉄駅接続	想定している地下2階レベルがあればご教示ください。	埋設下水道管下端レベル（GL-約5.4m）の下を通路として通れる程度のレベルを想定している。
239	資料2	24	4-4 情報対応性に関する性能	無線LANに関する記述が特に無いようですが、実施しないと考えるとよろしいでしょうか。無線LANを実施する場合、データ漏洩に対するセキュリティ対策が必要になり、建物の電磁遮蔽等の対応が必要となると思われます。	電磁波遮蔽等の施設整備は、本件事業に含まない。なお、無線LANの導入は予定していないが、建物完成後、将来的に導入する可能性はある。
240	資料2	24	5-1-2 フレキシビリティに関する性能 床荷重	可動書架による床荷重の割増しは、資料5 別紙1のヘビーデューティゾーン（800～1000 kg/m ² 程度）を指していると考えてよろしいですか。	資料2-5-2床荷重表L12による。
241	資料2	24	経済性に関する性能 建築（床荷重）	荷重割増範囲について床面積の10％程度との記載がありますがその上限・下限の提示を願います。	10%未満は認めない。
242	資料2	24	情報関連区分	行政情報の表示について、「資料2 24」に事業範囲に含まれる趣旨の表現がありますが、LANケーブルおよびLAN機器（資料2 15）との関連をどのように考えたらよろしいでしょうか。行政情報の表示機器はLAN機器とはとらえず、独立した機器・システムとして考える。LANの端末機器とはとらえるが、この部分だけは見込む。LANにつながるインターフェースまで見込む。 表示機器はLANケーブル及びLAN機器の一部とし、事業から外す。 （資料2 P15）LANケーブル及びLAN機器については、特記なき場合は本件事業に含まない。 （資料2 P24）利用者に有効な情報を提供するために、行政情報等の表示を行う。	行政情報の表示機器はLAN機器とはとらえず、独立した機器・システムとして考える。
243	資料2	25	1 諸室及び諸設備の性能 構内交換設備	外線及び内線の容量をご提示いただいておりますが、各省庁間（今回入居しない省庁）の内線用の回線はどの程度見込む必要がありますか。また今後、内線PHSは利用していかないと考えて設計して宜しいでしょうか。	ご質問の「各省庁間（今回入居しない省庁）の内線用の回線」が何を意味しているのかが不明であるが、新庁舎から国会や他省庁等へ内線の延長を行う必要があるものは提示した本数に含まれている。なお、内線PHSについての利用予定はない。
244	資料2	25	電気設備計画（高圧受変電設備）	「各入居官署及び共用ごとに、電気使用量を容易に計測できるものとする。」とあります。資料2-28の自動制御設備の項に「管理運営支払い者ごとに計量」とありますが、その電気については必要ないでしょうか？	本件事業における各入居官署及び共用（管理運営支払者の複合エリア）の計量ができる事とする。
245	資料2	25	電気設備計画（非常用発電設備）	「連続運転可能時間は一週間とし、72時間連続可能な燃料を備蓄する。」とありますが、3日以内に燃料を補給し、一週間連続運転可能な体制とすることが必要なのでしょうか？	維持管理業務において、一週間連続運転が可能ないように燃料を補給し、また必要な体制をとること。
246	資料2	25	非常用発電設備	電算室、サーバー室の電源等で無停電電源装置は必要ありませんか。	電算機用のUPSは本件事業対象外。
247	資料2	25	電気設備計画・静止型電源設備	無停電電源装置（UPS）の供給範囲として、電算機のサーバーは含まれるのでしょうか。	電算機用のUPSは本件事業対象外。
248	資料2	25	第4章 施設別要求水準 電気設備計画「静止型電源設備（交流無停電電源装置）」	「建物管理運営上必要な・・・無停電電源装置（UPS）を設置する」とあるが、電算機用などの業務上必要な機器へのUPSは本件事業対象外と理解して宜しいでしょうか。	電算機用のUPSは本件事業対象外。
249	資料2	25	無停電電源	無停電電源装置は、「建物管理運営上必要な機器への常時給電おこなう」とあります。「建物管理運営上必要な機器」とは、中央監視、防犯等の建物運用管理電源と考えますが、事務室内での事務作業の電源（例えばOAコンセントの一部）用の無停電電源装置については、どのように考えればよろしいでしょうか。事業内で計画するのでしょうか。或いは、事業の範囲外と考えてよろしいでしょうか。	本件事業対象外。
250	資料2	26	火災報知設備	「防災センターに受信機を設置する。また、中央監視室には副受信機を設置する。」とありますが、防災センターと中央監視室は別々に設置する必要がありますでしょうか？	別々に設置する必要がある。
251	資料2	26	監視カメラ設備	監視カメラを設置するにあたり、設置をしてはならない場所の特定はございますか？	防犯計画に必要とされる場所において、監視カメラを設置してはならない場所はない。

入札説明書についての質問回答（第3回）

回答No	資料名	頁	項目	質問	回答
252	資料2	26	監視カメラ設備	監視映像を記録する録画装置は、有事の際の証拠という観点から、アナログ方式・デジタル方式の指定はございますか？	デジタル方式とする。
253	資料2	26	情報表示設備（時刻表示設備）	「時計は共用部（ホール等）」、「資料2-5-4 諸室等の要求水準」によるほかその他必要な場所に設置する。」とありますが「その他必要な場所」とは具体的にはどこを指しますか？	利用者の利便上（待合等）必要な場所。
254	資料2	27	エネルギーセンター	エネルギーセンターの熱源機器等は24時間運転とされているが、官庁部分の空調運転について24時間対応として維持管理上見込む必要があるのか。	維持管理上の業務提供時間については、資料2-32業務提供時間帯の項目による。
255	資料2	27	第4章 施設別要求水準 空気調和設備	井水の熱源としての利用は可能でしょうか。	関係法令に従い、環境安全性及び経済性を考慮した利用は可能。
256	資料2	28	ガス設備	供給先は低層階とあるが何階までを低層階とするのでしょうか	4階程度以下の階とし、安全性に配慮すること。
257	資料2	28	ガス設備	「供給先は安全性を考慮し低層階とする。」とありますが、低層階の範囲はどのようにお考えでしょうか	回答No.256に同じ。
258	資料2	28	雨水・排水再利用設備	「再利用水は、便所洗浄水、植栽の灌水等に利用し、用途に応じた衛生的な水質確保を行い、官庁棟・官民棟それぞれに供給する。」とありますが、雨水のみであれば、冷却塔の補給水に使用してもよろしいでしょうか。	排水再利用設備は排水再利用・雨水利用システム計画基準・同解説によるが、水質確保が必要となる。
259	資料2	30	2. 官庁棟保存部分の計画 耐震改修	官庁棟保存部分に基礎免震工法の採用は可能でしょうか。	遺構の保存が適切になされる条件で可能である。ただし、事業者は、基礎免震工法の採用により増加費用が発生した場合、その費用を負担とするものとする。
260	資料2	30	屋根・外壁等の改修	屋上緑化の範囲及び位置・仕様等は、耐震性能を考慮し、事業者の判断で決定してよろしいでしょうか。	よい。
261	資料2	30	官庁棟高層部分・保存部分間の中庭空間	「文化庁上級室配置フロア（保存部分5階に設定）に渡り廊下を2ヶ所設け、高層部分との連絡を可能とする」とありますが、2ヶ所の設定については事業者の提案との理解で宜しいでしょうか。	お考えのとおりである。なお、渡り廊下の位置の決定に当たっては、渡り廊下で接続される高層部分・保存部分双方のフロアの機能性・利便性や渡り廊下利用者の利便性に配慮されたい。
262	資料2	30	官庁保存部分の計画 屋根・外壁等の改修	「外壁改修は、対象面積の40%をアンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法で実施」とあるが、40%の根拠をお示しください。	国土交通省の実績等に基づく想定である。
263	資料2	30	官庁保存部分の計画 設備計画	「登録文化財として指定を受ける部分」とは官庁棟保存部分全体と考えてよいですか。	お考えのとおりである。
264	資料2	30	基本方針	旧文部省庁舎の現状図面（建築・設備・構造）及び構造計算書はございますでしょうか。	現況図面（建築・構造）は開示済であるが、構造計算書は現存しない。
265	資料2	30	耐震改修	耐震改修促進法の認定を受けることを前提としてよろしいでしょうか	全て現行法に適合する計画とする。
266	資料2	30	耐震改修	耐震診断報告書一式備用できますでしょうか	検討した資料については、開示する。閲覧を希望されるグループについては、1月31日以降に国土交通省大臣官房官庁営繕部営繕計画課特別整備企画室まで申し出られたい。
267	資料2	30	第4章 施設別要求水準 2 官庁棟保存部分の計画	官庁棟保存部分については、工事期間中は全面工事着手可能であり、また工場の仮設利用（工事事務所や打合室・休憩所など）が可能であるとと考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりである。
268	資料2	32	業務提供時間帯	官庁棟高層部分・保存部分間の中庭空間は終日一般開放と考えてよいですか。	お考えのとおりである。
269	資料2	33	業務計画書に具体的に記載されていない業務とどのような業務を想定されているのでしょうか。また、その業務遂行にあたり費用が発生した場合の取り扱いについてお知らせ下さい。	業務計画書に具体的に記載されていない業務とはどのような業務を想定されているのでしょうか。また、その業務遂行にあたり費用が発生した場合の取り扱いについてお知らせ下さい。	
270	資料2	36	清掃業務全般	日常清掃および定期清掃に関して主な業務内容のみで具体的な清掃頻度等の仕様の提示が無いが、業務水準に適していれば事業者の判断で提案するという認識でよいのか。	お考えのとおりである。
271	資料2	37	ごみ箱の設置	分別可能なごみ箱を設置することとなっているが、その他建物全体の管理備品（灰皿、ペール缶、管理用什器、資機材等）も含め設置責任および費用負担等をどう考えればよいのか。	本件事業を実施するために事業者が直接使用する什器、備品等の調達、維持管理は事業者の負担となる。
272	資料2	38	修繕業務規定	費用計上の修繕と資本的支出に相当する大規模修繕について、大規模修繕は、施設保有者の負担と考えてよいでしょうか。	回答No.82（1月20日）による。
273	資料2	41	内部職員との協働	「内部職員の変動が予定と異なった場合の変更契約にも適切に対応すること」とありますが、資料2-4-1のデータよりも内部職員数に増又は減があった場合は、それに伴いサービス対価の増又は減を行うという理解でよろしいでしょうか。	お考えのとおりである。
274	資料2	43	警備・受付業務の勤務シフト	具体的な配置シフトが提示されていないが、業務水準に適していれば立哨業務、巡回業務、監視業務等の配置ポスト等は事業者の判断でよいのか。	業務要求水準に適合していれば、お考えのとおりである。
275	資料2	46	公用車日常保守	公用車の燃料代、通行料等については立替えるという記載に対し、消耗品等の交換については立替えという記載がないにもかかわらず交換役務のみという記載があり、その交換費用（消耗品）について事業者で負担すべきか。	国が負担又は支給する。
276	資料2	53	保育室業務規定	給食の用意は保育室内で行うのか	事業者の提案による。
277	資料2	53	保育室業務規定	貸与された什器備品が壊れた場合は、直ぐに補充してくれるのか	破損の責が事業者でないことが明らかである場合は可能な限り速やかに補充（負担）する。
278	資料2-1-1	28	復原	復原の定義として「創建時の状態に戻すこと。」とありますが、 1. 現状は創建時と比べて大幅な相違があるのでしょうか。 2. 創建時の図面や仕様をいただけるのでしょうか。 3. 形状だけの復原で良いと考えて良いのでしょうか。 4. 現在創建時と同じと考えられるものはそのまま修繕して使用して良いのでしょうか。 また、併せて既存庁舎の調査を目的とする内覧会の実施をお願いできますでしょうか。	1. 外観は、建具を除いてほぼ創建時の状態を維持している（中庭側の建具の一部は創建時のものである。）。このほか、玄関ホール、エレベーターホール、旧大臣室は、ほぼ創建時の状態を維持している。 2. 開示済である。 3. 使用可能な材料・機器等は修繕の上使用すること、あるいは調達が困難な材料を除いてできる限り創建時の材料を使用することが望ましい。 4. 3. のとおり。内覧について希望があれば対応する。
279	資料2-1-3	1	庁舎サービスセンター設置例	官庁サービスセンターは業務遂行上の非常に重要な位置付けを担うと考えます。資料2-1-3に記載以外に要求される内容や条件及び水準などがあればお示しください。	現時点で示せる事項は、資料2-1-3に記載のとおりである。

入札説明書についての質問回答（第3回）

回答No	資料名	頁	項目	質問	回答	
302	資料2-2-20		1	有効面積の比率の算出	表中の室名にA-C、A-E等の表記がありますがこれは、算出2-5-1の室名を示すものと考えてよろしいですか。	お考えのとおりである。
303	資料2-3-2		1	建築設備運転監視点検保守業務	日常・定期点検等の点検周期の基準はありますか？	要求水準を満足すればよい。PFI事業者の提案による。
304	資料2-4-1		1	警備・受付、電話交換、公用車運行業務の内部職員数推移	内部職員の退職に合わせて、PFI事業者側で再雇用する必要はないのか？	そのようなことは考えていない。
305	資料2-4-1		1	各運営業務に関するデータ	提示されている警備、受付業務、電話交換業務の内部職員数の推移が変動した場合には、運営業務の見直しがあるという理解でよろしいでしょうか。	お考えのとおりである。
306	資料2-4-1		2	公用車運行管理の時間が業務の実績	公用車運行において、内部職員の残業勤務が発生した場合、残業手当ては国が負担するのか？	お考えのとおりである。
307	資料2-4-1		2	公用車運行管理業務	公用車運行管理業務（時間外業務）については、「時間外業務費用を算定して、これを入札金額に含めること」「支払にあたっては、・・・実際の時間外業務時間数に事業者から提案のあった時間当たり単価を乗じた額で精算する」とあるため、時間外業務の時間を極力少なくし、入札価格の総額を低く設定する方が有利と思われるが如何か。	訂正表（1月27日公表分）を参照のこと。
308	資料2-5-1		1	適用類型	光、熱、空気環境の適用類型とは具体的に何を示しますか。	「官庁施設の基本的性能基準及び同解説」及び「官庁施設の基本的性能に関する技術基準及び同解説」におけるそれぞれの規定を参照されたい。
309	資料2-5-1・2-5-4 共通仕様一覧			室名	本格的な電算室が確認できませんが、必要でしょうか。	業務要求水準書に規定のとおりとする。
310	資料2-5-1・2-5-4			諸室毎の要求水準	資料2-5-1の共通仕様一覧と、資料2-5-4の諸室毎の要求水準で仕様が明確になっていない部屋がありますが、どのように考えたらよろしいでしょうか。	資料2-5-1の共通仕様一覧は、諸室に必要な仕様を共通的に示しており、資料2-5-4の諸室毎の要求水準は、共通仕様記号に対応した共通仕様を適用し、それと異なる項目のみ明示したものである。
311	資料2-5-4		12	構成面積	保存庁舎の保存講堂および大臣室・秘書官室は特別室として面積の算定を行ってよろしいか。	お考えのとおりである。
312	資料2-5-4		16	構成面積と諸室面積	資料2-5-4に諸室の面積があるが、これらの諸室と面積構成表の対応方法をご指示ください。（室の仕様番号にて集計すると、資料2-2-12の面積構成表の数値と異なる結果が得られます。）	資料2-5-4に示す面積を目安として、資料2-2-12の面積について、規定の数値を確保する必要がある。（資料2 P16「所要室及び各室面積」参照）
313	資料2-5-4		32	厨房設備	職域食堂が1,200㎡ 600席で、何回転を想定すればよろしいでしょうか。（官庁の在館人員は、4,400名）	ご提案いただきたい。
314	資料2-6		6	構成面積と諸室面積	「...構造体・建築非構造部材・建築設備...防災拠点としての機能を有する庁舎」とありますが、防災拠点としての合同庁舎7号館の位置付けを教えてください。 また、必要な特殊設備はありますか？	文部科学省、文化庁及び金融庁は、災害対策基本法第2条第1項第3項に規定する指定行政機関であり、同法に規定される様々な責務を負っている。中央合同庁舎第7号館は、そのような機関が入居する施設として、官庁施設の総合耐震計画基準の規定を満たす必要がある。 業務要求水準書による。
315	資料3		1	福利厚生諸室運営業務の範囲	自動販売機設置スペースは福利厚生諸室の面積には含まれないことになっていますが、官庁棟の専有部分に入れるということでしょうか。	お考えのとおりである。
316	資料5		2	売却保留床の処分	民間権利者が取得する保留床以外の保留床については、PFI事業者またはそれに出资する法人が取得することと規定されていますが、その全部または一部につきREIT等が直接取得することは可能でしょうか。	出資要件を満たしていれば可能。
317	資料5		2	イ）再開発地区計画	導入を考えている業態が育成用途に当てはまるかどうかは、通常、事業者と都との協議の中で確認されていきますが、今回についても個別に都と確認作業をするということでしょうか。	よろしい。
318	資料5		2	都市計画	評価容積率による割増が200%を超える部分の育成用途（交流施設、文化施設、活性化施設）の露ヶ閑地域において推奨される具体的な施設名称についてお示しください。	前提条件は資料5に記載の通りであるが、具体的な施設はPFI事業者の提案による。
319	資料5		2	都市計画 イ再開発地区計画	評価容積率相当分の用途制限は民間収益施設には適用されないとありますが、資料7-1頁の「民間収益施設の使用目的」に則り官民棟に位置する民間収益施設については、全ての容積を事務所に当てることも可能との理解でよろしいでしょうか。	よろしい。
320	資料5		2	売却予定保留床の処分	PFI事業者又はそれに出资する法人となっているが、それ以外に出资する法人各社が別途出資して設立したTMKやSPCが取得することも可能であると考えてよいか？	出資要件を満たしていれば可能。
321	資料5		2	売却予定保留床の処分	都市基盤整備公団が保留床を信託銀行に管理処分信託して頂き、所有権ではなく信託受益権にて譲渡して頂くことは可能でしょうか？	信託受益権による譲渡は行わない。
322	資料5		3	土地の賃借権（準共有）	土地の賃借権（準共有）は官民棟の敷地のみを設定されと考えてよろしいでしょうか。その場合、官庁棟・官民棟のそれぞれの建物の容積積分は、それぞれの敷地の権原に基づいて行われると考えるのでしょうか。	賃借権は官庁棟の敷地についても設定される。官民棟は官庁棟敷地の容積の一部を活用する。
323	資料5		3	官民棟の配置	市街地再開発事業のスキームの中で、官民棟の各施設（権利床、民間権利者保留床、PFI事業者保留床、民間収益施設、園）の面積や位置の考え方（条件）が指定されており、概念図では超高層ビルを完全に横割にしたフロア構成となっていますが、例えば、最上段の権利床と次の民間権利者保留床との境界の考え方として、中間になる階は、権利床と民間権利者保留床が共に入居（区分所有）するフロアとなっても良いとの理解でよろしいでしょうか。同フロアでは不可となる用途はありますでしょうか。 また、上述の内容が可能な上で、所有者が同一となる権利床と民間権利者保留床との区画について図面上に明確に設定、記載する必要がありますか。	民間権利床と民間権利者保留床の境界となる中間階は、民間権利床と民間権利者保留床が同フロアとなることを妨げない。（資料5 20頁参照） なお、提出図面には、民間権利床と民間権利者保留床の区画を記載することが望まれる。
324	資料5		4	事業スケジュール（予定）	露山ビルの入居者が官民棟へ移転するに当たり、入居（移転）者に関する内容は既に決定され、今後入札前の時期に公表されるのでしょうか。	現露山ビルの入居者の移転に関する内容は、市街地再開発事業の権利変換計画等で決定されるため、入札前に公表されることはない。
325	資料5		4	事業スケジュール（予定）	露山ビルの入居者が官民棟へ移転するに当たり、引越業務や入居者との調整業務はPFI事業者の業務には該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	引越業務については該当しないが、権利変換計画上の調整業務は生じる。

入札説明書についての質問回答（第3回）

回答No	資料名	頁	項目	質問	回答	
326	資料5		4	民間の権利床や保留床の面積表示に「約 m ² 」との表示がありますが、設定する規模に許容範囲があるとのことでしょうか。もしくは、今後面積の見直し・変更があり得るという意図があるのでしょうか。	本入札においては、表示された面積を条件とする。実際の面積については、将来、都市計画、市街地再開発事業の事業計画及び、権利変換計画等の確定に伴い変動が生じる。	
327	資料5		5	(2) 民間権利床及び売却予定保留床の施設整備概要	民間権利床、民間保留床と、PFI保留床との調整事項が書かれていますが、総体的に判断すると、利益相反する場合、用途等につき、PFI事業者が最終的には譲歩せざるを得ない状況になることが危惧されます。即ち、事務所以外の収益性の低い用途がPFI事業者保留床にし寄せられる可能性があります。PFI事業者保留床の扱いが公平に行われるようご配慮をお願いしたい。公団と、民間権利床、民間保有床取得に関する申し合わせ等開示されるのでしょうか。	市街地再開発事業という性格上、権利者の要望については合理性を損なわない限り優先せざるを得ない状況をご理解いただきたい。公団と民間権利者間での合意内容については資料5-7頁に開示している。
328	資料5		5	1(2)ア	PFI事業者保留床について、設置できない用途として「貸会議室」が含まれていますが、この趣旨をご教示ください。	PFI事業者保留床については、公団が従前権利者との権利調整上の理由から用途の制限を課しているものである。
329	資料5		5	P F I事業者保留床	事務所以外用途となる評価容積率相当分(700% - 950%部分)の算定方法の解釈をお示しく下さい。(敷地の持分面積に対する容積という理解で良いのでしょうか?)	PFI事業者保留床の容積対象面積の250/950(950%の容積率の場合)となる。
330	資料5		5	PFI事業者保留床の用途	貸会議室というのはコンベンションホールも含むのか確認致したい。	コンベンションホールも含まれる。
331	資料5		5	民間権利床及び売却予定保留床の施設整備概要	民間権利床に会議室が設置され、また民間収益施設への会議室設置について用途上特段の制限がないが、PFI事業者保留床にのみ貸会議室が設置できないことは、整合性がないように思われるが、如何なる理由によるものか。	PFI事業者保留床については、公団が従前権利者との権利調整上の理由から用途の制限を課しているものである。
332	資料5		6	1(2)ア	民間権利床、民間権利者保留床、PFI事業者保留床について、「それぞれの面積について、都市計画、市街地再開発事業の事業計画及び権利変換改革等の確定に従い変動が生じるが、その場合は、施行者の指示に従うこと」と規定されていますが、提案後の変動についてかかる指示に従うに伴う価格調整は、民間権利床、民間権利者保留床、PFI事業者保留床のそれぞれについていかなるメカニズムにより行われるのでしょうか。	PFI事業者保留床については単価を一定にして価格を調整する。また設計・建設業務の委託費については資料5-13,14頁を基本として調整する。
333	資料5		6	?1?(2)イ位置 【民間権利床】	官民棟の低層部に位置する民間権利床の店舗の位置は、民間権利者の意向に基づき、権利変換計画までに確定するとありますが、保留床取得者や民間収益施設として事業者が店舗等を配置するに当たり、民間権利者との調整は可能でしょうか。それとも、優先的に権利者の店舗配置が決定されるのでしょうか。	基本的には権利者の意向が優先される。
334	資料5		6	所有・管理区分	「民間権利床・民間権利者保留床およびP F I事業者保留床の専用部分に対して……一部共用部分」とありますが、基準階の廊下は一部共用部分と考えてよいですか?	専有部分とする。
335	資料5		6	性能水準	P F I法の対象範囲外の部分の性能水準に関して、「別紙1および別紙2を基本とし」とありますが、これは「別紙1および別紙2」に記載された仕様に対して、提案者の考えにより、仕様変更を行った提案を出しても差しつかえないととらえてよろしいでしょうか。	「別紙1及び別紙2」に記載の仕様に基づいて提案することとする。
336	資料5		7	2PFI事業者保留床24,000m ² に相当する対価として20,520百万円の金額が記載されていますが、この金額には容積対象外となることが予想される保留床取得者が取得する駐車場部分も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	よろしい。	
337	資料5		7	P F I事業者保留床	譲渡価格20,520百万円となっておりますが、P F I事業者保留床の面積が変動した場合に、建設コスト等が低減された場合でも、単価は一定として調整しなければならぬのでしょうか?	面積の変動については単価を一定にして調整する。
338	資料5		7	PFI事業者保留床の処分及び対価の支弁について	PFI事業者保留床購入につき、前借金等の支払はPFI事業者への委託費(資料5-1, p3)と相殺されるものと理解してよろしいでしょうか。	PFI事業者が取得する場合には相殺条項を検討する。
339	資料5		7	保留床の譲渡価格単価	保留床の譲渡価格単価は、土地費は一定として、建物費は事業者の提案価格とするべきではないでしょうか。	資料5 7頁による。
340	資料5		8	4 PFI事業の入札に併せた提案事項及び提出書類	施行者に対する提案内容は、PFI事業の入札に係る審査対象とはならないとありますが、第2次審査「PFI事業者保留床の利用方法等に利用方針を詳細に報告するようになっていきます。この報告の拘束性、審査の意味はどのようなものなのでしょうか。公団からの委託費も売却保留床の売却代金のみが原資とされている中ではPFI事業者保留床の処理が事業遂行上も大きな要素となりますので、当事業成否の大きな要素となるものと思われま。	施行者に対する提案内容は、P F I事業の入札に係る審査対象とはならない。なお、P F I事業者保留床の利用方法等については、参考として聴取するものである。
341	資料5		8	4 PFI事業の入札に併せた提案事項及び提出書類	グループ構成員、協力会社及び役割分担表のところに保留床取得者を含むとありますが、グループ構成員以外にも出資が認められております。保留床購入については、PFI事業者又はそれに出资する法人が取得する(資料5 p 2 売却予定保留床の処分)ことになっており、出資者は事業契約締結後も新たに参入できると理解しています。従って第1次審査の構成員が保留床取得を義務付けられるとは限らないと思うのですが、お考えを教授願います。	一次審査の構成員が必ずしもPFI事業者保留床を取得する必要がある訳ではなく、PFI事業者またはその出資法人としている。ただし取得する者については、書面により提出されたい。
342	資料5		9	5 ア	民間権利床及び民間権利者保留床について、PFI事業者選定後、民間権利者及び借家人の意向を十分尊重して協議・調整することとされていますが、かかる協議・調整に伴う価格調整はいかなるメカニズムにより行われるのでしょうか。	PFI事業者保留床については単価を一定にして価格を調整する。また設計・建設業務の委託費については資料5 13,14頁を基本として調整する。
343	資料5		8	P F I事業の入札に併せた提出書類	第一次審査時に都市基盤整備公団宛に提出する書類に「保留床取得者を含む」との記載がありますが、これは、第一次審査までに保留床取得者を確定させる必要があるということでしょうか?	第一次審査までに保留床取得者を確定することを原則とするが、やむを得ない事情があると公団が認めた場合には、確定時期等について公団と協議できるものとする。
344	資料5		8	保留床の転売	資料5のP 8に「保留床取得後の転売の予定がある場合は、併せて記載する」とあるが、予定の有無だけを記載すればよいのでしょうか。また、予定を記載すれば、資料5 - 1のP 4の17条にかかわらず、10年以内であっても都市基盤整備公団の承諾なしに譲渡ができてと考えてよいでしょうか。	信託・証券化を除く単純な転売は想定していない。
345	資料5		9	6. 施行者からPFI事業者へ支払う委託費について 支払時期	「工事完了後遅滞なく」とは、設計費等も含め竣工時(遅滞なく)一括支払いということでしょうか。保留床取得者が譲渡契約時に支払う契約保証金を原資とした工事期間中、竣工前の支払いはないとのことでしょうか。	竣工時の一括払いとなり、前払いは行わない。
346	資料5		9	PFI事業者選定後の協議事項	5. アイウの借家人とは誰を指すのでしょうか。	露山ビルのテナントを指す。

入札説明書についての質問回答（第3回）

回答No	資料名	頁	項目	質問	回答
347	資料5	11	構造計画	ヘビーデューティーゾーンの割合について教えてください。	現時点では特に定めていない。 なお、計画に関する詳細な検討は、事業者選定後の協議による。
348	資料5	11	昇降機設備	民間収益施設と民間権利者、保留床取得者はそれぞれ専用のE L Vを設置する必要がありますでしょうか。	常用エレベーターについては、民間部分の専用エレベーターと民間収益施設の専用エレベーターを各々設置する。 【資料5 P20、資料7-1 P1参照】
349	資料5	11	駐車方式	単純2段式機械駐車としないこととなっておりますが、個別に入出庫が可能とは具体的にどのようなシステムを想定指定していますでしょうか。またこの水準は民間権利施設のみにも適用されるものと考えてよろしいでしょうか。	単純2段式機械駐車とは、下段に駐車している時、上段に入出庫できない機械を指す。これは民間施設のみにも適用される。
350	資料5	11	空調設備	「ペリメータゾーンは、概ね3.2～3.6m毎に1台ずつペリメータ空調機を設置する。」とありますが、これは、F C Uを設置すると理解してよろしいか？	F C Uその他可能な方法による。 なお、計画に関する詳細な検討は、事業者選定後の協議による。
351	資料5	11	電気設備計画 構内情報通信網設備	民間施設に敷設する光及びメタルケーブルと、官庁に敷設する光及びメタルケーブルは共同利用せず、セキュリティを考えると全くの別配線とするという理解で宜しいでしょうか。	よろしい。
352	資料5	12	民間権利者施設の内装 店舗部分	店舗内装は躯体のみとの事ですが、店舗廊下と店舗との区画部分にはすべて、シッターが設置されるものとしてよろしいでしょうか。	よろしい。 なお、計画に関する詳細な検討は、事業者選定後の協議による。
353	資料5	18	別添-2 施設建築物及び土地の概要	官民棟の断面配置図の中で、低層部に民間収益施設が配されていますが、同じく資料5の3頁にある「市街地再開発事業の概念図」では、民間収益施設の記載がありません。官民棟低層部における民間収益施設の設定の有無についてお答え願います。	事業者からの提案による。なお資料5-18頁の民間収益施設の表記はエントランスホールを指している。
354	資料5	20	建物所有・管理区分の基本的な考え方	官庁棟、官民棟の分割登記ラインに「躯体の分離」とありますが、分離の構造的な手法を具体的に示してください。	回答No.150（1月20日）に同じ。
355	資料5	2	売却予定保留床の処分	売却予定保留床の取得者はP F I事業者又はそれに出資する法人と限定されていますが、いずれか一方でなく、両者や複数の出資する法人でもよろしいでしょうか。	よろしい。
356	資料5	2	売却予定保留床の処分	取得予定者は保留床取得後、第三者（事業者へ出資しないものも含む）へ譲渡、売却することは可能との理解でよろしいでしょうか。	やむを得ない事情があり、公団の承諾を得れば可能。
357	資料5	2	売却予定保留床の処分	「出資法人が取得する場合は、当該施設について、本事業の目的に応じ適切に経営する能力を有するもの」とありますが、能力の適正はどのように審査されるのでしょうか。	公団の内部審査による。
358	資料5	3	工民間収益施設、5.施設の権利に関する条件	資料より民間収益施設は保留床と推察され、施行者（都市基盤整備公団）からP F I事業者が取得することとなっておりますが、一方、その設計・建設は施行者から国、国からP F I事業者へ委託することとなっております。この場合、P F I事業者が受託した設計・建設業務の対価は、P F I事業者が施行者に支払う保留床購入代金で対等額で相殺するという理解で宜しいでしょうか。また本件について、国、施行者、P F I事業者の3者による契約又は協定を結ぶ必要があるのではないのでしょうか。	事業者は自らの資金で民間収益施設を設計・建設し、取得するものであり、本件に係る費用・対価の授受は行わない。また3者の契約等は不要である。
359	資料5-1	1	前文	「丙」（P F I事業者保留床取得者）は、乙の株主に限定されるのでしょうか。	乙または乙の株主となる。
360	資料5-1	3	第11条	第2項において、委託業務の委託費の支払いについては、保留床取得者の公団に対する保留床譲渡代金の支払いが停止条件となっております。第10条に基本設計等業務、実施設計業務及び建設業務に係る委託費の総額が記載されることとなっておりますが、当該委託費総額はどの段階でどのようにして決められるのでしょうか？	事業者決定時に、提出された見積価格書の額によって決定される。
361	資料5-1	3	第12条	第3項において、丙が譲渡契約を締結できない場合、P F I事業者が丙にかわり契約を締結するものとなりますが、P F I事業者もやむを得ない事情により契約を締結できない場合、その法的関係はどのように処理されるのでしょうか？（要は、P F I事業者は委託業務に係る委託金額の支払いが受けられないということなのか、それともP F I事業契約そのものの解約事由になるのか？）	P F I事業者が契約できない場合は想定していない。
362	資料5-1	3	第12条 譲渡契約の締結	第3項において、丙が保留床譲渡契約を締結できない場合には、事業者が代わりに締結することとされていますが、事業者ではなく、丙以外の第三者に当該契約を締結させる（保留床を取得させる）ことは可能でしょうか。 事業者が契約を締結できない場合には施行者から違約金を請求されますか。 仮に事業者が当該契約を締結（保留床を取得）しなくてはならない場合、事業者は、取得後、第三者に譲渡する、あるいは証券化することができるとの規定を御検討いただけますでしょうか。	P F I事業者が契約できない場合は想定していない。 やむを得ない事情があり、公団の承諾を得れば第三者への譲渡は可能。また証券化については制限されない。
363	資料5-1	3	第13条 P F I事業者保留床の概要	P F I事業者保留床の面積が変動する場合には、事業者の合意を要するとの規定を御検討いただけますでしょうか。	原文のままとする。
364	資料5-1	4	第14条	譲渡代金について、第13条第2項によりP F I事業者保留床が変動した場合、単価は一定として調整を行うものとなりますが、事業計画・権利変換計画の内容次第では、位置別・階層別効用比等の見地から、大きく保留床の評価額が変動する可能性も否定できません。単価を一定とした調整を原則としつつ、必要に応じて甲と丙の間に協議できるものとしていただけないでしょうか？	単価を一定として面積の変動についてのみ調整する。
365	資料5-1	4	第14条2項	P F I事業者保留床が変動した場合の価調整について規定されていますが、民間権利床、民間権利者保留床については、いかなるメカニズムで価格調整されるのでしょうか。	単価を一定として面積の変動についてのみ調整する。
366	資料5-1	4	第15条 譲渡代金の支払	丙が譲渡契約締結後に債務不履行となった場合、譲渡契約締結時に支払った譲渡代金の2割の手付金は没収されるのでしょうか。 丙による当該保留床譲渡契約不履行の場合、事業者が当該保留床を取得する義務を負うということはないという理解でよろしいでしょうか。 仮に丙が債務不履行となった場合に事業者が当該譲渡契約の当事者となると、第三者への売却あるいは証券化等の手段を許容していただけるのでしょうか。	譲渡契約締結後の債務不履行については2割の違約金を徴収する。それは前払金と相殺される。譲渡契約締結後の債務不履行の場合は、取得義務を負わない。丙の譲渡契約締結後の債務不履行は現時点では想定しておらず、契約解除後の対応については、協議するものとする。
367	資料5-1	4	第16条 引渡の時期	丙が譲渡契約を締結できない場合、本条の引渡は、甲から事業者に対して行われるということになるのでしょうか。	丙が譲渡契約を締結できない場合、引渡しは、甲及び乙間で締結される保留床譲渡契約に基づき行われる。

入札説明書についての質問回答（第3回）

回答No	資料名	頁	項目	質問	回答	
368	資料5-1		4	第17条 PFI事業者保留床の譲渡制限及び優先買取交渉権	売却保留床については、取引金額の定められ、最終的には事業者が購入することが義務づけられておりますが、一方では10年間譲渡が認められず、10年後の買取優先権が国にあり、その買取価格が示されていない状況にあり、所有希望者、売買取引が制約されるばかりか、ファイナンス、担保価値なども不利益が生ずるものと思われま。優先買取価格を定める。あるいは譲渡禁止期間を短縮するなりして、経済価値の高いものにしていただきたいのですが、いかがでしょうか。	譲渡禁止期間の短縮は行わない。国は優先買取交渉権を有するのみであり、価格が折り合わなければ第三者へ譲渡できるものとし、交渉権は10年で消滅する。
369	資料5-1		4	第17条 PFI事業者保留床の譲渡制限及び優先買取請求権	第17条の10年以内の譲渡制限は、例えば3年に短縮することは可能でしょうか。 この場合に国が有する優先買取請求権は、具体的にはどのような内容が想定されているのでしょうか。 第三者が国より高額を提示した場合、甲の承諾は得られるのでしょうか。	不可。 買取交渉を優先的に行う権利を有するのみ。 得られる。
370	資料5-1		4	第17条 PFI事業者保留床の譲渡制限及び優先買取交渉権	資料5-1のP4の17条の「やむを得ない事情」及び「甲の承諾」の条件は具体的に何ですか。	会社の資金繰りの著しい悪化により床保有が困難となるケース等を想定している。
371	資料5-1		4	第17条1	当該規定は、譲渡に関する制限であり、PFI事業者保留床における担保設定については特段の制限はないものとの理解でよいが、また、担保設定後、仮に担保権が実行された場合の債権者と国との優先買取交渉権との関係はどのように考えるべきか、ご教授ください。	本協定書のとおりとし、これ以外の特段の制限はない。
372	資料5-1		4	第18条	甲は乙に対して、解体除却業務を委託することを予定すると思いますが、当該業務に係る対価は、第10条の委託業務に係る委託費に含まれるとの理解でよろしいでしょうか？そうでない場合、どの時点でどう決定されるのかお示しください。	解体除却業務の対価は委託費には含まれない。委託費は工事発注時点で確定される。
373	資料6		1	2 別個事業	別個事業は、「事業主体の判断により、全部あるいはその一部をPFI事業者と契約することもありうる」とありますが、具体的にどのような基準で判断されるのでしょうか。ご提示下さい。	事業主体の判断によるため、国はその判断に開知しない。
374	資料6		1	関連事業・別個事業	別個事業については、事業収支を作成するに当たり、事業者で受託することを前提として考えるのでしょうか。	受託は前提として考えない。
375	資料6		1	関連事業・別個事業	関連事業については、事業収支を作成するに当たり、事業者で受託することを前提として考えるのでしょうか。	受託を前提として考える。
376	資料6		1	関連事業・別個事業	事業収支作成に当たり、全体共用に係る部分に関しては、専有面積で按分して、PFI事業・関連事業・別個事業にわけて計上するのでしょうか。	資料8-15頁による。
377	資料6		1	関連事業・別個事業	LAN工事は別個事業となっておりますが、施設費等へ計上の必要がないものと考えてよろしいのでしょうか。	お考えのとおりである。
378	資料6		1	関連事業・別個事業	LAN工事は別個事業となっておりますが、提案書の中で言及する必要はないのでしょうか。	必要はない。
379	資料6		2	(2)施設部位別の施設整備事業の整理	会計検査院庁舎の地下解体の事業区分のみ、関連事業の表示が含まれていますが、これはどのような意味での記載でしょうか。ご指示ください。	会計検査院庁舎地下部分は、官民棟建設エリアでの建設に伴う解体であるため、官民棟建設に関わる関連事業が含まれることとなる。（資料8 P16参照）
380	資料7		3	第9条 国有財産有償貸付契約期間終了後の措置	もし国が買収できない場合には、事業者または第三者が民間収益施設の事業を継続できることを契約に明記していただけますでしょうか。	民間収益施設の継続については資料1第90条2項にしたがい協議を行う。
381	資料7-1		1	第2章事業内容 建設工事の内容	外構の建設を含むとありますが、民間収益施設のみで対象となる単独の外構はない様に思われますが、民間収益施設に關係する外構とは資料5の20頁の概念図より、官民棟の外構で全体共用部分に指定されている内、按分算出で民間収益施設の対象となる部分を指しているものと考えてよいでしょうか。	お考えのとおりである。
382	資料8		1	(3)内訳について	施設費等、維持管理・運営費等の内訳書は契約上の権利義務を生じるものでないということであるが、その他費用も同様でしょうか。	同様に、契約上の権利義務を生じるものではない。
383	資料8		1	1.入札価格の算定方法 (2)市街地再開発事業との関連	「施行予定者への見積価格に計上する」とあるが、落札後の民間部分の再開発事業施設費は、205億円の中の施設費ではなく、提案の施設費が基本となるのでしょうか？	見積価格が基本となる。（205.2億円はPFI事業者保留床の譲渡価格であり施設費に関わらず固定。）
384	資料8		1	入札価格と落札価格	入札価格は消費税抜き、落札価格は消費税込み（但し、消費税の対象は入札価格から割賦手数料部分を除いた部分）と理解しておりますが、施設費部分の消費税相当額は施設引渡時に事業者に対し一括にてお支払い頂けるのでしょうか。（本件事業は、契約書別紙にて割賦手数料に係る金利が明示されているため割賦延払い処理が適用できないと考えられ、事業者が建設企業等に対し竣工時に支払う工事費等に係る消費税を還付できない（すなわち国庫に一括納付）ことが予想されます。従いまして、施設費部分の消費税相当額を一括にてお支払い頂けない場合には、事業者が消費税の立替えコストを負担することになり、当該負担を施設費部分の消費税相当額に対する金利（金額は「割賦手数料×1.05」（消費税率5%の場合））として国よりお支払い頂く必要が生じます。）	割賦延払い処理は適用可能であり、消費税も還付されるものと考えている。
385	資料8		2	1 2(1)市街地再開発事業との関連	施設費について、「市街地再開発事業の収支計画との関連で上限の制約が存在する」と規定されていますが、この上限値は国の予算と合わせ事前に公表されるとの理解でよろしいでしょうか。	入札への影響を検討し、必要な情報を通知する。
386	資料8		2	市街地再開発事業の収支計画との関連	市街地再開発事業の収支計画との関連で上限金額は公表されるのか？	入札への影響を検討し、必要な情報を通知する。
387	資料8		3	2入札価格の算定方法	以前、公表された「特定事業の選定」においてPFI事業として実施することの定量評価を行う際に、前提条件として割引率を4%に設定され算出していましたが、入札価格に関しては割引率を一切考慮せず、対象となる入札価格の総額をご提出すればよろしいのでしょうか。割引率を動察した審査は一切されないとの理解でよろしいですか。	お考えのとおりである。
388	資料8		3	入札価格の算定方法	「事業提案において記載された施設費等、維持管理・運営費の内訳書は、参考図書として提示を求めるものであり、対価の総額の内訳は、実施設計業務の全部を終了した時点において、その内容を明確化し、先行引渡日以前の国及び事業者が別途協議して定める時期において、その内容の確定を行う。」とありますが、これは事業者が提案した入札価格は変更せず、内訳のみ調整するという意味でしょうか。或いは、入札価格自体の変更も行われるという意味でしょうか。	原則として総額（入札価格）は変更せず内訳のみ調整することとなる。例外として金利見直し、要求水準の変更に伴う総額の変更がある。

入札説明書についての質問回答（第3回）

回答No	資料名	頁	項目	質問	回答	
389	資料8		3	入札価格の算定方法	入札価格は一定の割引率により現在価値に割り引く前の価格であると理解されますが、この割引前の価格を使用して事業者選定基準に基づく総合評価を実施するという理解でよろしいでしょうか。	お考えのとおりである。
390	資料8		4	(2)維持管理・運営費	廃棄物処理費用・公用車運行管理業務に関しては、設定する廃棄物量や時間外業務時間により、維持管理・運営費に多寡が出ます。よって、維持管理運営に関して、その費用の総額を比較する際には、その点を考慮して比較していただけるものと考えてよろしいのでしょうか。	訂正表（1月27日公表分）を参照のこと。
391	資料8		4.8	(2)維持管理・運営費	産業廃棄物処理及び公用車運行業務の時間外業務については、入居官署の実績を勘案し、入札価格に含めるとありますが、支払においては入札価格を超えた部分は別途国が負担するとされており、提案した単価での実費精算となると理解されます。このことからすると、当該業務に係る入札価格の前提となる数量（廃棄物処理量、時間外の公用車運行時間）をご提示されたほうがよいと考えますが如何でしょうか。	訂正表（1月27日公表分）を参照のこと。
392	資料8		5	2 2（4）維持管理業務費 及び（5）運営業務費	契約後設立される管理組合について、文部科学省・民間権利者・保留床取得者・事業者で構成されると規定されていますが、金融庁、文化庁等は管理組合の構成員とはならないのでしょうか。	区分所有者でない入居者は管理組合の構成員とはならない。
393	資料8		5	維持管理業務の入札価格算定方法	管理組合等において詳細の取り決めを確定後に本件契約が変更される場合があるとなっているが、その時期に別途設立されるであろう管理組合等との交渉になるという認識でよいか。	お考えのとおりである。
394	資料8		5	割賦手数料の算定方法（支払金利の見直し）	支払金利は施設建設工事の着工時点での見直しが見込まれていますが、事業期間開始時点への変更をご検討いただけないでしょうか？	回答No.408と同様。
395	資料8		5	基準金利	今回のPFI事業における基準金利については施設建設工事の着工時点での見直しだけであり、期間中の基準金利見直しはないということの確認をしたい。	お考えのとおりである。
396	資料8		5	施設費の算定方法	「国と再開発事業者との協議により官民の負担割合等が確定することに伴い、本件契約を変更することがある」とのことですが、これにより本件契約の施設費が大幅に変動する可能性は有るのでしょうか。（場合によっては、資金確保等に影響が出る可能性があると思われま）	現在の算定方法は施行予定者と協議済みであり、実際の設計に伴う微修正程度を想定している。
397	資料8		6	3. 事業の対価の支払い	運営業務費が増えているのは、国サイドの人員削減により、事業者サイドで人件費が増大することを理由としたものでしょうか。	お考えのとおりである。
398	資料8		6	工期の短縮	「国は、施設の完成が早期となつて～」とあるが、これは事業者側の工期短縮の提案についてはまったく評価上のプラスポイントとならないということの理解でよいか。	お考えのとおりである。
399	資料8		7	(2)維持管理・運営費の支払額算定方法	事業期間 事業期間？	お考えのとおりである。
400	資料8		7	3 1 (1) 施設費の支払額算定方法	施設費の支払額算定方法について、「各年度において定額の支払いを想定している」と規定されていますが、支払いのベースは元金均等であるため、金利はトップヘビーとなり元金の合計は各年度において定額とはならないと考えられますが、この理解でよろしいでしょうか。	施設費は定額を想定。（割賦手数料はトップヘビーを想定。）
401	資料8		7	維持管理・運営費の支払額算定方法	維持管理・運営費の支払額は均等額ということであるが、修繕費等に関しては、年度で均等に出ていくものでないため、事業者内で資金プールを行っても、維持管理等委託契約で支払ったとしても、法人税等分のロスが生じてしまい、その分PFI対価が高くなりますが、やむを得ないのご判断でしょうか。	お考えのとおりである。
402	資料8		8	廃棄物処理業務費・公用車運行管理業務費	廃棄物処理業務費・公用車運行管理業務費については、当初予定した総額を超えた部分について、PFI事業外で別途負担するとのことですが、これは、支払いをSPCを通さずに直接従事者に支払うということなのでしょうか。	SPCに支払うものである。
403	資料8		10	2. (3)	国の承諾に関して、その基準があればご教授ください。また、当該承諾は、不合理に留保・拒否または遅延されないとの理解でよいか。さらに、この特別目的会社以外の者に対価の支払を希望する場合、国の承諾を受けることにより、施設費、割賦手数料、維持管理・運営費の各業務ごと、その他費用のそれぞれの費目ごとに対して、それぞれ異なる第3者を受領人とすることは可能であるとの理解でよいか。	承諾の可否は協議による。他はお考えのとおりである。
404	資料8		10	2. 支払方法（3）その他	受領委任により特別目的会社以外のものに対価の支払いを希望する場合は適法な委任状を国に提出し、国の承諾を得ることとありますが、この場合には、PFI事業者の事業収支計画にはどのような形で収入として認識すればよろしいでしょうか。また、国の承諾基準をお示しいただけますでしょうか。	承諾の可否は協議による。受領委任は手続き上の行為であるため、SPCの事業収支には必ず計上すること。
405	資料8		10	3 3 (1) PFIインフラ及び(2)パフォーマンス	アベイラビリティによる減額及びパフォーマンスによる減額については、維持管理・運営業務のサービス対価のみが減額の対象であり、本件施設費等には及ばないとの理解でよろしいでしょうか。	資料1-1を参照のこと
406	資料8		10	支払時期	初回を除き、前の半期分を半期終了翌月末に後払いするという認識でよいか。なお、月々支払う業務についてはその金利等も見込んで提案することでしょうか。	お考えのとおりである。
407	資料8		11	改定方法	出来形部分 出来高？	お考えのとおりである。
408	資料8		11	4.(2)3金利変動に基づく改訂(見直し)	工事着工時点で金利を決定する場合、先スタートのスワップコストがかかります。このコストは現時点では算定できず、見込みのスワップコストをスプレッドに上乗せしますので、事業者にとっては資金調達上のリスクとして残り、国としても、負担額が増加することとなります。ついては、施設引渡し時に変更していただくようお願いいたします。	金利改定時は着工時とする。
409	資料8		11	3 4 (2) 改定方法	金利の改訂時期を施設建設工事の着工時とされていますが、着工から事業開始までの期間のファイナンス上のリスクを勘案すると、改訂時期を事業開始時点と設定したほうが適切かと思われま。金利改訂時期を事業期間開始時点に変更していただけますでしょうか。	回答No.408と同様。
410	資料8		11	3 4 (2) 改定方法	金利の改訂に関し、改定基準日は「市街地再開発事業の権利変換計画の認可を受けた日の翌日」と規定されていますが、この基準日はPFI 2 2 (3)に規定の「施設建設工事の着工時点」と同義との理解でよろしいでしょうか。	お考えのとおりである。

入札説明書についての質問回答（第3回）

回答No	資料名	頁	項目	質問	回答
411	資料8	11	4.(2) 金利変動に基づく改定	工事着工時点のテレレート17143画面に従い、金利の改定を行うとのことですが、この時点において事業契約全期間にわたるスワップを締結すると、先スタートに伴うプレミアムが事業者の負担となります。着工時点がいつになるか定かでないこと並びに、着工時点でのイールドカーブがどのようになっているかは現時点では想定不能であることからこのプレミアムは入札時点に算定することは難しいものです。従い、事業期間開始時点の直前においてもう一度金利の見直しを行うことをご検討頂きたいと存じます。金利の見直し難しい場合、施設建設工事の着工時におけるテレレート17143に変えて、客観性・合理性を保てる他の算定方法で基準金利を定めて頂き、スワップコスト相当額は国が負担することをご検討頂きたい。	回答No.408と同様。 そのようなことは行わない。
412	資料8	11	金利変動に基づく改定	平成16年度に15年スワップのスポット金利にて金利改定をすることですが、事業者は当該金利改定時点で割賦開始時の調達金利（15年スワップのフォワード金利）を押さえることになります。現状の入札条件では、当該時点で発生するフォワード金利とスポット金利の金利差を予め入札時の金利（スプレッド部分）に織込むことになり（＝平成16年度に判明する金利差を入札時点で事業者が提案する必要あり）、事業者に対し過大なリスクを課しているものと思われます。当該リスクを回避するために金利改定を施設引渡時（平成19年9月28日）として頂けるよう望みたいと思います。（現状のままではSPCの資金調達に支障を来す恐れがあると思われます）	回答No.408と同様。
413	資料8	11	4.対価の改定	環境開運法、リサイクル開運法等の規制強化に伴い、維持・管理・運営に伴う支出が増加した場合には、毎年の改定協議対象に含まれると判断してよろしいでしょうか？	お考えのとおりである。
414	資料8	11	4.対価の改定 (3)施設費の物価変動に基づく改定	第1項の「不適当となったと認められたとき」とは、どのような基準で判断されるのでしょうか。 なお、物価変動に基づいて施設費の改定が行われるということは、通常考えにくいと思われませんが、この点、必要性につき御説明いただけないでしょうか。	第2項以下の内容を勘案し、国又は事業者が判断する。方法は工事請負契約書を準用した。
415	資料8	11	施設費の物価変動に基づく改訂	“物価変動に伴い施設費が改訂される可能性がある”旨の記載がありますが、当該改訂に伴いSPCの資金調達に影響が発生した場合（当初予定していた調達額で不足が生じる、あるいは当初確保していた資金の一部が不要となる等）、これに伴い発生する金融費用は国にご負担いただけたと考えてよろしいのでしょうか。	そうした懸念のある場合は提案書に予め明示のこと。国は事業者の提案に基づく、合理的と判断される費用増加について負担する。
416	資料8	11	単価の改定	年度毎に見直すとして見直しているが、維持管理仕様の変動については年度毎の予算として見直されるという認識でよいのか。	資料1事業契約書第57条及び第58条を参照のこと。
417	資料8	12	3 4 (4) 改定方法 1及び2	サービス対価の物価変動に基づく改定に関し、1と2の差異についてご説明ください。	1は、前年の指標より1ポイント以上変動した場合、2は、前回改定時の指標より3ポイント以上変動した場合(例えば、0.8ポイントの変動が毎年続いた場合は、4年後に3.2ポイントの変動となって初めて改定される。)
418	資料8	15	駐車場面積	一部の区分所有者専用の車路等も区分所有者全体で按分するのでしょうか。	資料8の通り。
419	資料8	16	開業に伴う費用及び融資組成手数料	開業に伴う費用及び融資組成手数料は、国が単独で負担となっており、一方で、付帯事業・関連事業及びその他事業を実施しないと想定した場合の費用を計上することとなります。これは、民間収益施設部分他に関する融資手数料は国は負担しないということでしょうか。その場合、どのような形で費用を按分するのでしょうか。	民間収益施設部分他に関する融資手数料は国は負担しない。これについては国から按分費等を提示する性質のものではないと考えている。各自が提案内容と整合性のある算定方法にて算出すること。
420	資料9	35	1(1) 必須項目審査	後述の加点項目審査は審査委員会が行うとありますが、必須項目審査は、審査委員会は全く関与せず、国の内部での審査となるのでしょうか。	国の内部での審査を基本とするが、加点項目と関連する部分もあると考えられ、審査委員会においても必要に応じ扱う。
421	資料9	3	提出資料確認	事業提案審査の項に、「事業提案が要求水準をすべて充足しているか」について審査を行うとあるが、指定されている提出資料では、「要求水準を全て満たしている」ことは確認できないと思われる。どのように考えたらよいでしょうか。 提出書類で表記されない部分は、(様式2-1-4)の確認書を提出することでこれに代えたと考えればよろしいでしょうか。	確認書の提出、及び要求水準との不整合が無いことを確認する。
422	資料9	4	(3) 総合評価	落札決定後の審査委員会の議事内容の公開に合わせ、各審査委員の採点結果（内訳も含む）と、国による審査結果決定の議事内容もお示しください。	公開範囲・内容については審査委員会において議論する。
423	資料9	43	国による審査結果の決定・加点付与	審査委員会の審査結果をもとに最終的な加点を国が行うこととなっていますが、最終的な加点決定の基準、方法等をお示しください。	基準・方法等は審査委員会と同一である。
424	資料9	46	5.1(1) 加点項目審査	加点項目審査は、最終的に「国による審査結果決定」として、審査委員会で作成された審査結果案について協議し、加点決定するとありますが、審査委員会の結果はあくまで参考であり、最終的な加点の決定者はあくまで「国」との理解でよろしいでしょうか。	審査委員会の加点を尊重するが、責任は国が有ることとなる。
425	資料9	5	5.2(2)審査委員会の意見	「審査委員会において事業提案に対して意見が出され、施設の設計等においてこれを改善することが必要不可欠となる場合、施設の設計等の条件として加味する。」とありますが、条件を加味され、国の要請により事業契約に反映され、事業者のコストの増加が生じる場合は、国の負担となるという理解でよろしいでしょうか。	費用の増加が生じない範囲で設計等の条件を協議する。
426	資料9	5	5.3(1)必須項目審査	必須項目審査における審査基準とはどのようなものなのでしょうか。	回答No.421を参照
427	資料9	7	ウ 維持管理・運営	「事業期間後を含めた「ライフサイクルコストの低減」が求められる」とありますが、提案に期待する期間は修繕計画で定められている65年間と考えてよろしいでしょうか？	お考えのとおりである。
428	資料9	10	維持管理コスト縮減	光熱水費目標値の算出に当たって、基準となる合同庁舎部分の電力負荷・空調負荷をお示しくたさい。（電力負荷原単位（W/(h・m2)、kWh/(y・m2)）、冷温熱負荷原単位（kcal/(h・m2)、Mcal/(y・m2)）、電気・ガス・水道の料金単価）	施設の設計により変化するものであるため、具体的な数値を示すことはできない。

入札説明書についての質問回答（第3回）

回答No	資料名	頁	項目	質問	回答
429	資料9	10	維持管理コスト縮減	光熱水費実績値と光熱水費目標値に差異が生じた場合の措置はどのようになるのでしょうか。	提案において目標値を求める主旨は、採点時にこの数字を基に各種の提案の妥当性を測ることに加え、実際の運用に当って、目標値を運用段階のコスト抑制努力の目安とするものである。ただし、当該目標値の評価は、「施設の維持管理コスト縮減が継続的に図られているか」という評価ポイントにも含まれるものと理解されたい。採点には、目標値に基づく経済的影響・効果を勘案する。このため、事業者決定後の加点部分の要求水準には、目標値そのものではなく、採点に考慮された内容が盛り込まれる可能性があることと理解されたい。
430	資料9	14	リスクの軽減方策	事業の安定性・リスクの軽減方策全体で15点の加点項目に対し、事業の安定性で5点、リスクの軽減策で各3点の配分がなされているが、リスクに関する提案が多い場合、15点を超過して配点されるということなのでしょうか。	加点の上限は15点である。
431	資料9	14	民間収益施設の加点項目	事業の安定性にテナントの関心表明、賃借契約書とあるが、たとえば、賃料が高く、周辺の賑わいに寄与するテナント候補者のLOI（確実性低い）と、賃料レベルは低くまたあまり賑わいには貢献しないが確実に outlet してくれるテナントの賃貸借予約契約書（確実性高い）ではどちらを、どう評価するのか。	国はPFI事業を長期に亘り安定的に継続していただくために、SPCの事業の安定性・確実性を評価するのであり、事業の収益性自体を評価するものではないことに留意されたい。
432	資料9	14	民間収益施設のリスク軽減策	リスク軽減策の加点については3点*5提案ですべてが満点だと満点の15点と記載されているが、15提案し、それぞれの内容が1点の内容でも1点*15提案=15点という点数がもらえるのか。	提案された内容が評価基準に合致している限りにおいては、お考えの通りとなる。
433	資料9	14	事業の安定性とリスク低減	あわせて15点の配点であるが、本書の記載によれば事業安定性が0点でもリスクに関する提案が満点であれば15点もらえるという理解でよいが、逆にこの2つの項目についてはいくら良い提案を重ねても、15点満点であり、事業の安定性と、リスク軽減策どちらで点を取っても同じという理解でよいのか。	お考えのとおりである。
434	資料9	15	入札価格に関する評価点について	総合評価の計算式における入札価格は、事業期間中年度毎支出の現在価値換算したものの集計ではないのか。	現在価値化は行わない。
435	資料9-1	1	資金調達計画の妥当性	予備費確保とあるが、これは、資金調達のみに関してでしょうか。それとも、初期投資・年度の収支に関しても「予備費」として、事業収支計画に反映する必要があるということでしょうか。	ここでの規定は資金調達上の規定である。なお、収支計画においては他の規定があることに留意されたい。
436	資料9-1	1	第4章 資金調達計画	「資金調達計画の確実性」の要求水準内容として、過去にPFI事業への融資実績(海外での実績可)のあること、と規定されていますが、今回のような大型プロジェクトでは多数の金融機関からの資金調達が必要となり、又、融資参加金融機関は融資団を組成し融資条件においてはPari-Pasuでの共通条件で行われることが想定され、本要求水準は金融機関の一部にPFI事業への融資実績があればよいものと理解して宜しいでしょうか。信用力があり、また競争力のあるファイナンス条件を提示する金融機関が必ずしも過去にPFI事業への融資実績がある金融機関であるとは限りません。また、PFI事業への融資実績がある金融機関のみを募ると適正な競争が働かず、国にとっても不利なファイナンス条件となる危険もございませぬので、競争力のある金融機関を本プロジェクトから排除するような要求水準は見直して頂きたいと存じます。	融資団の一部（主幹事行等）においてよい。
437	資料9-1	1	資金調達計画	金融機関の出すLOIのレベルで審査にどう影響を与えるかという基準をおもちであればご教示いただきたい。	より具体的な条件提示がなされ、関心表明に積極性・確実性が認識できるかどうかにより採点が異なる。
438	資料9-1	1	資金調達計画の確実性	“資金計画の確実性”の欄に“過去にPFI事業への融資実績があること”との記載が有りますが、仮にPFI事業への融資実績がない場合、要求水準未達により当該グループは失格となってしまうのでしょうか。それとも、プロジェクトファイナンスの実績が有れば問題ないのでしょうか。（様式集2-2-14にて調達予定金融機関のPFI、プロジェクトファイナンスに係る実績を記載するようになっております）	プロジェクトファイナンスでも良い
439	資料11	1	建設工事保険等の保険終期について	建設工事保険等で保険終期を工事完成後14日としておられますが、事業契約第45条との関係から14日という表現になっているのでしょうか。国の完工確認の結果、是正作業等で14日以内に本件施設の引き渡しができない場合は、別途建設工事の終期を延長することを想定されておられますでしょうか。むしろ保険終期は引渡しまでとされたほうがよろしいのではないのでしょうか。	保険終期は引渡しまでとする。（1月27日公表の入札説明書・同添付資料訂正表にて訂正。）
440	資料11 保険等の取り扱いについて	2	第三者賠償責任保険	第三者賠償責任保険（保育室業務用）について、てん補限度額は事業者の提案に任せるという理解でよろしいでしょうか。事業者としては、その他の受託業務も含め賠償責任リスクに対応しますが、保育室業務用の賠償責任保険とその他業務用の賠償責任保険は別証券で付保しなければならぬのでしょうか。それとも1証券で1つの共通てん補限度額という設定でもよろしいでしょうか。	第三者賠償責任保険（保育室業務用）のてん補限度額は事業者の提案による。保育室業務用の賠償責任保険とその他業務用の賠償責任保険を同じ証券で付保してもかまわない。ただし、その業務の内容が確認できるようにする必要がある。
441	様式集及び記載要領	4ウ)	リスクに関する提案書	事業契約等で、リスク分担が「国」になっている事象については、明示の必要がないと考えて良いのでしょうか。	お考えのとおりである。
442	様式集及び記載要領	4ウ)	リスクに関する提案書	民間収益施設に関しても同様の様式でリスク分担表を作成することになっていますが、民間収益施設のリスク分担に関しては、重複して記載する必要がないと考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりである。
443	様式集及び記載要領	4エ)	各種契約締結に関する提案書	「条件規定書」とは具体的にどのような内容のものなのでしょうか。	各種契約の条項となりうるような条件として明確に規定されており、契約当事者間でこれに合意がなされているもの。
444	様式集及び記載要領	4	割賦手数料料率計算値	割賦手数料の計算式・算定式のみを一枚の提案書で示す（空白が多い）という理解でよろしいでしょうか。	お考えのとおりである。
445	様式集及び記載要領	4コ）	事業履行能力に関する提案書	事業履行能力を「証明する資料」とは、具体的に何でしょうか。パンフレット等でよろしいのでしょうか。	実施実績等、各コンソーシアムで証明できるとお考えの資料を添付されたい。
446	様式集及び記載要領	5	各種対価内訳表及び算定根拠・事業別収支算定内訳及び計算根拠	「事業実施後の事業者の創意工夫等を制約するものでないことを踏まえて提示」とあるが、対価が変わる可能性があるということなのでしょうか。	回答No.388を参照。

入札説明書についての質問回答（第3回）

回答No	資料名	頁	項目	質問	回答
447	様式集及び記載要領	7	外構計画に関する記載事項	オープンスペース整備計画の「ネーミング」は、実際の空間設計や商業の配置計画等により変更の可能性もあるが、落成後事業の進捗に伴い変更は可能か？	当該ネーミングを選択肢として、正式名称は権利者等が決定する。
448	様式集及び記載要領	8	図面、 2/平面図	平面図、1/1000、各階平面図を示すこととありますが、この各階平面図とは、地下及び低層部分の平面図と考えてよろしいですか。	各階平面図には、高層部分の代表階（2フロア）の平面図を含むものとする。
449	様式集及び記載要領	8	図面	パース・スケッチ等において、「隣接建物については、モノトーンで示すこととし、隣接地区の足元周りについてはデザインを行わないこと」とあります。隣接地地に露ヶ関ビル敷地は含まれないと考えてよろしいでしょうか。また、図面における配置図、平面図においても、パース・スケッチと同じと考えてよろしいでしょうか。	露ヶ関ビルは、モノトーンで示すべき隣接街区の建物に含むものとする。デザインを行わない隣接街区の足元廻りとは、露ヶ関ビルの足元廻りを示す。お考えのとおりである。
450	様式集及び記載要領	8	提出資料	「燃料系発電設備システム」とうのは施設要求水準(資料2 25)の「非常用発電設備」と同義と考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりである。
451	様式集及び記載要領	8	提出図面	提出図面の中に「電気設備基準階設備配置図」がありますが、図面に記載する電気設備は何とすればよろしいでしょうか。資料2 25以下の施設別要求水準の電気設備計画に記載のある電気設備で、基準階に現れるもの全てと考えるのでしょうか。	施設別要求水準の電気設備計画に記載のある電気設備で、基準階に現れるもの全て（ただし、配線、配線器具は除く）。
452	様式集及び記載要領	9	パース・スケッチ等	「隣接街区の建物についてはモノトーンで示すこととし、隣接街区の足元廻りについてはデザインを行わないこと。」とあるが、他の図面例えば平面図、配置図や、計画説明書内で隣接街区に関する提案を行うことは許されますか。	提案の形式を問わず、事業提案の評価に当たっては、計画地外の隣接街区に係る提案は採点の対象としない。（資料9 5.1(1)参照）
453	様式集及び記載要領	10	(4)維持管理に関する提出書類	同項の表中 ア)1)に「PFI事業による維持管理の実績、各業務に関する実績等」における「PFI事業による維持管理の実績」に建設会社の修繕業務は含まれるという解釈でよろしいでしょうか。またPFI事業の代表企業として維持管理と修繕業務を包括的に管理している場合についてはいかがでしょうか。	双方含まれるものとする。
454	様式集及び記載要領	10	(4)維持管理に関する提出書類	同項の表中 ア)1)に「PFI事業による維持管理の実績、各業務に関する実績等」における「各業務に関する実績等」とはPFI事業以外の維持管理の実績等という理解でよろしいでしょうか。合わせて「各業務に関する実績等」の記載要領についてもご教示下さい。（代表企業、構成委員及び協力会社の名前については記載せず、受託業務の名称の記載を行うという理解で宜しいでしょうか。）	前者はお考えのとおりである。後者はPFI事業に限定せず、「どんな事業」で「維持管理業務のどの範囲を受託したか」を記載する。また、企業名の記載は不要とする。
455	様式集及び記載要領	10	(4)維持管理に関する提出書類	ア)1)「PFI事業による維持管理の実績、各業務に関する実績等」とは、PFI事業で維持管理が既に始まっている物件の実績でしょうか。それとも、建設中の物件も含みますか？	過去及び現在契約されているものの実績とする。
456	様式集及び記載要領	10	ア)総合管理体制 維持管理計画	PFI事業による維持管理の実績、各業務に関する実績等とあるが、PFI事業に限定した実績なのでしょうか。	回答No.454による。
457	様式集及び記載要領	10	ア)総合管理体制 維持管理計画	職員・来聴者への具体的な接点の運用方法（イントラネット・コールセンター）とあるが、LANシステムの提案も含むのでしょうか。またその場合、施設費に含んで提案するのでしょうか。	運用方法は事業者の提案によるものとし、施設整備には含まれないが、維持管理運営費に含まれる。
458	様式集及び記載要領	10	ウ)継続的業務改善維持管理コスト縮減	空調・照明の光熱水費目標値は、提案内容の加減部分として要求水準書にもりこまれるのでしょうか？	回答No.429による。
459	様式集及び記載要領	15	2(2)企業名の記載	「審査書類のうち、企業名は正本となる(様式2-1 1)「第二次審査書類提出書」に記入し、それ以外では、特に指定のある場合を除き、代表企業、構成員及び協力会社の企業名及び企業を類推できる記載は行わないこと。」とされていますが、「第二次審査書類提出書」の内、様式2-4-1 1)「維持管理業務の基本的推進体制全般について、PFI事業による維持管理の実績、各業務に関する実績等」の記載にあたっては、代表企業、構成員及び協力会社の名前については記載せず、PFI事業であればPFI事業の名称の記載を行うという理解で宜しいでしょうか。	お考えのとおりである。
460	様式集及び記載要領	15	2(2)企業名の記載	「審査書類のうち、企業名は正本となる(様式2-1 1)「第二次審査書類提出書」に記入し、それ以外では、特に指定のある場合を除き、代表企業、構成員及び協力会社の企業名及び企業を類推できる記載は行わないこと。」とされています。「第二次審査書類提出書」のうち様式2-6-1「利用者(借家人)が明確な場合はこれを明示し、これを証明する資料を提示すること」とありますが、この場合の代表企業、構成員及び協力会社の企業名の記載の取扱についてご教示下さい。	記載してもかまわない。
461	様式集及び記載要領	15	2(2)企業名の記載	「審査書類のうち、企業名は正本となる(様式2-1 1)「第二次審査書類提出書」に記入し、それ以外では、特に指定のある場合を除き、代表企業、構成員及び協力会社の企業名及び企業を類推できる記載は行わないこと。」とされています。「第二次審査書類提出書」の内、様式2-6-2に「運営体制を明示し、特別目的会社との関係、契約内容等を明示すること」とありますが、この場合の代表企業、構成員及び協力会社の企業名の記載の取扱についてご教示下さい。	記載してもかまわない。
462	様式集及び記載要領	54	様式2-2-14	外部調達計画の中で調達予定金融機関毎の“過去のPFI、プロジェクトファイナンスの融資実績”を記載することになっておりますが、具体的な記載項目(案件名・融資金額・他)を明示いただけますでしょうか。また、当該実績のevidenceを添付する必要は有るのでしょうか。	案件名、国、融資先、融資額およびこれにかかる証拠資料とする。
463	様式集及び記載要領	様式2-2-6	事業計画書	関連事業・その他事業の収入支出とは具体的に何か？SPCが委託されたものを、そのまま外注した場合、収支は0となるという認識でよいのでしょうか。	関連事業は資料6を参照のこと。その他事業は保留床を取得する場合の取得・運営・処分等を想定している。なお、外注する場合等であっても収入、支出をそれぞれ計上すること。

入札説明書についての質問回答（第3回）

回答No	資料名	頁	項目	質問	回答
464	様式集及び記載要領	様式 2-2-6 他	事業計画書	事業計画・損益計算書等に関し、消費税込みでの表記でしょうか	入札価格は消費税抜きでの提示であるが、事業計画においては消費税を考慮し、計上した計算内容とすること。
465	様式集及び記載要領	様式 2-2-6	事業収支計画表	官民P共有部分の維持管理費及び修繕費は、今回の事業収支計画表の中でどのように区分して記入すればよろしいでしょうか。	資料8にしたがって区分し、記入すること。
466	様式集及び記載要領		様式作成に関するソフトについて	指定のあるエクセルを除き、様式作成に関するソフトについて特段の指定は無いが	ない。特に指定のある部分以外は電子ファイルでの提出は求めていない。
467	実施方針に対する質問と回答	16	回答NO 2 4 1、2 5 1	入札資料11の「保険等の取り扱いについて」に記載がない保険種目については、付保する保険種目・内容は事業者の提案に任せるといって理解でよろしいでしょうか	業務に必要な保険を提案いただきたい。
468	実施方針に対する質問と回答	17	回答NO 2 4 8	「要求水準を越える地震による施設の損傷は国の負担」という考え方につき入札広告時に公表するということでしたがいかがでしょうか 考え方を示してください	地震による施設の損傷については、原則として所有者である国の負担とするが、その原因が事業者の業務不履行による場合には事業者の負担で改善・復旧を行う、または国は事業者に対して損害賠償請求を行う。
469	-	-	VFM, PSC	本PFI事業においてはVFMおよびPSCが明示されていません。今後示す予定はないという理解でよろしいでしょうか。	特定事業選定に当たってのVFMは平成14年8月26日にホームページ等にて公表している。また、PSCを事業者選定前に公表する予定はない。事業者選定後の対応については検討中である。
470	-	-	保留床についての提案	今回のPFI事業提案にあたっては、保留床の提案についてなら求められていない。PFI事業とはまったく別扱いといいながら、その所有、資金調達、運営内容等については少なからずPFI事業への影響を与えることから、保留床について提案をすべきと思われるがいかがお考えか。	提出資料より保留床を運営するに当たっての体制は審査するが、保留床の運営内容等に提案を求めることは考えていない。